

資料 7-16 滋賀県税制度研究会における検討について

研究会の概要

目的	地方分権の進展に伴って、総合的な地域経営の責任を担っていくためには、自主財源の充実確保、とりわけ県税収入の充実を図ることが求められている。このため、本県における税制度のあり方について幅広い観点から研究を行う。
設置	平成12年6月設置
検討状況	平成13年3月に中間報告がなされました。
検討内容	次の3つのテーマについて研究を行っています。 ○「小型船舶湖面利用税（仮称）」 ○「琵琶湖水源かん養税（仮称）」 ○「バリアフリー化税（仮称）」

「小型船舶湖面利用税（仮称）」の検討内容について

滋賀県の貴重な観光資源であるとともに、近畿の重要な水源でもある琵琶湖には県外から多くの利用者が訪れ、プレジャーボートなどの小型船舶により湖面のにぎわいを見せていましたが、一方では湖岸への車両の進入、草木の違法伐採、ゴミの放置、不法係留、騒音の発生など環境保全の問題や周辺住民とのトラブルも多発している現況があります。

こうした諸問題の解決を図る方策として、秩序ある利用のための水上安全施設、小型船舶の湖面利用のための湖岸施設（小型船舶を湖面に進入させ、また引き揚げる等の施設）整備や適正利用ルールの普及および湖岸環境保全等を図る必要があります。

これらの湖岸施設の整備等により、小型船舶による湖面利用がより安全に、より快適になり、楽しみも増加することが考えられることから、これらに要する経費については、小型船舶利用者を納税義務者とする法定外目的税の導入が考えられます。

ただ、税制度として考えた場合、小型船舶等の把握について、次のような整備が図られる必要があります。

- ① 船舶の船籍登録番号を交付する小型船舶の登録等に関する法律の制定による小型船舶所有者の特定
- ② 琵琶湖を利用する小型船舶（特に水上オートバイ）のための湖岸設備（入退艇誘導施設）の整備が図されることによる小型船舶入退艇場所の制限

今後検討すべき事項として、船舶利用湖岸施設の利用について、河川占用料および公共港湾施設使用料の徴収との関係において、整合性を図る必要があります。

また、公共施設、民間施設、湖岸施設を利用しないで湖面を利用する小型船舶利用者の把握の仕方や、複数の者が乗り込む場合等における税の賦課徴収方法についても検討を要します。



懇話会委員からの原案記述に対する修正意見概要と対応一覧表

該当箇所 原案	修正意見の概要	該当箇所 修正案	対応
規制方策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案全体を条例化するのは極めて困難。仮に条例化するとしても 利用規制区域、規制行為、利用区域における利用料、動力船のエンジンの制限等レジャー用具の制限、プレジャー・ボートの登録制、罰則、審議会等の内容の範囲に限るべきである。水質、ゴミ、バスのリリースなどは既存の法令や計画施策の中で解決すべき問題である。</li> </ul>	規制方策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言内容の具体施策化を考える際、充分検討すべき課題であると考えています。</li> </ul>
全 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>「レジャー利用」「レジャー活動」「レジャー用具」「レジャー利用者」などの語は、文脈によって「レクリエーション」という語に置き換えたり、「利用」「活動」「遊び」などとした方がよい。leisureは「仕事を免れること・働かなくていい時間・暇」の意味なので、ここでの用法にはやや違和感がある。「レジャースポット」は「行楽地」すべきではないか。</li> </ul>	全 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>「レジャースポット」→「行楽地」は指摘を踏まえ修文していますが、「レクリエーション」への置き換えについては、今まで懇話会の議論が一貫して「レジャー」いう言葉を基本に進められてきた経緯を踏まえ留め置くものとしました。</li> </ul>
P1, 摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基本理念の①中、「環境」を「自然環境」と改めるべき。</li> <li>②具体的な対応方策以下の文意がわかりません。「利用規制措置」と次の行の「制限措置」の内容の違いが分かりにくい。</li> <li>③その他「摘要」部分の全般的な修文の指摘。</li> </ul>	P1, 摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ここで云う「環境」とは、単に自然環境のみに限定せず、より広い意味の「環境」を取り込んでゆきたいと考えているものです。</li> <li>②「利用規制措置」=面的な規制エリアの設定、「制限措置」=行為そのものの制限、以上の違いを明らかにするため、「利用規制措置」を「面的な利用規制区域の設定」と修文しました。</li> <li>③ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。</li> </ul>
P1, (1)	<p>(琵琶湖の価値の捉え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な修文の指摘。</li> </ul>	P2, (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のあったものの内、「生態系」→「環境と豊かな動植物」、「交通も発達していった・・」→「交通も発達した・・」、「豊かな文化」→「豊かな生活文化」、以上の置き換えを行った他、ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。</li> </ul>
P2, (5)	<p>(教育および湖上交通の観点からの施策方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な修文の指摘。</li> </ul>	P2, (5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。</li> </ul>

該当箇所 原案	修正意見の概要	該当箇所 修正案	対応
P2, (6)	(レジャー活動に関する今までの評価) ①「2. 現在琵琶湖で行われているレジャー活動の功罪」の冒頭部分に(1)として挿入するべきである。 ②全般的な修文の指摘。	P3, (6)	①ご指摘のあった部分は「1. 琵琶湖の持つ価値と対処方針」の結論部分ですので位置はそのままとします。但し、標題の（レジャー活動に関する今までの評価）の「評価」と言う言葉が、記述の主旨にそぐわないものと考え、これを「対応」に改めました。 ②ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。
P3, (2)	(レジャー活動に関する2種の問題) ①「プレジャーボートとヨットの航路争い」とあるが、航路は海上衝突予防法で規定があり、同一水域内の幅狭した利用が事故発生の原因となっている現状を考えると、「利用水域の幅狭」とすべき。 ②全般的な修文の指摘。	P4, (2)	①ご指摘を踏まえ修正しました。 「プレジャーボートとヨットの航路争い」→「プレジャーボートの利用水域の幅狭に起因するトラブルの発生」 ②全般的な指摘を踏まえた修文を行いました。
P4, (3)	(淡水湖沼であることのメリット) ・「面倒くささを排除できる」は、「面倒くささを避けられる」と、「大きな波」は「大きな荒波」とすべき。	P6, (3)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「面倒くささを排除できる」は、「面倒くささを避けられる」「大きな波」→「荒波」
P4, (4)	(レジャー利用者および関係業者のなすべきこと) ・1行目から「魅力のある存在になっている。」とあるが、「魅力のある存在になっていて。」とすべき。	P6, (4)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「魅力のある存在になっている。」→「魅力のある存在になっており、」
P4, (1)	(かってのレジャー活動の利用形態) ・「その主体は観光船」は、「その多くは観光船」とすべき。	P7, (1)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「主体」→「多く」
P5, (4)	(現在のレジャー活動によるトラブルとその背景) ①「漁業関係者の受認範囲」は、「漁業関係者の許容できるがまんの範囲」と、「など常識のある行動をとるのは」は「などのマナーは」とすべき。 ②「公共空間と私的空间との違いが分からず行動しているとの指摘もある。」とは誰の指摘であるか。	P8, (4)	①ご指摘を踏まえ修正しました。 「受認範囲」→「許容できるがまんの範囲」 「など常識のある行動をとるのは」→「などのマナーは」 ②「公共空間と私的空间との違いが認識できないまま行動している面も見られる」と修正しました。

該当箇所 原案	修正意見の概要	該当箇所 修正案	対応
P5, (5)	(現在のレジャー活動によるトラブルの物理的な原因と社会情勢の変化) ・「誰でも簡単に・・」は「誰でもたやすく・・」と、「管理されることは避けたいこと」は「管理されることは避けたいところ」と、「プレジャーボートを好きなところから出入艇させるなど自由なふるまいが行われたことに」は「車輛の湖岸への乗り入れやプレジャーボート等の湖岸からの下架・揚降が自由に行われたことに」と修正すべき。	P8, (5)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「簡単に」→「たやすく」 「管理されることは避けたいこと」→「管理されることは避けたいところ」 「プレジャーボートを好きなところから出入艇させるなど自由なふるまいが行われたことに」→「車輛の湖岸への乗り入れやプレジャーボートを自然湖岸から下架・揚降させるなど自由なふるまいが行われたことに」
P5, (6)	(関係者間の意志疎通不足) ・全般的な修文の指摘。	P8, (6)	・ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。
P6, (7)	(新しいレジャー活動に対する意見) ①「キーワード」とあるが、「重視」に修正すべきである。 ②「これこそ、琵琶湖にふさわしいレジャーではないか」を追加すべき。	P9, (7)	・ご指摘を踏まえ修正・追加しました。 ①「キーワードと」→「重視」と修正。 ②「それこそが琵琶湖にふさわしいレジャーではないか」と追加。
P6, (2)	(未来世代への配慮) ①「県民を含めたすべての人が」は「県民をはじめ、琵琶湖に関心を持つすべての人が」にすべき。 ②全般的な修文の指摘。	P10, (2)	ご指摘を踏まえ修正しました。 ①「県民を含めたすべての人が」→「県民をはじめ、琵琶湖を利用するすべての人が」 ②ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。
P6, (2) (3)	(未来世代への配慮) (公物を利用する際の基本姿勢) ・この2項で「公物」とあるのは「公共の空間」と改めるべき。	P10, (2) (3)	・ご指摘のとおり改めました。 「公物」→「共有の空間」
P7, (4)	(琵琶湖におけるレジャー利用の前提) ①「住民や漁業従事者」は「沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々」にすべき。 ②「それに加えて、しかし、上述のことから」とあるが意味が通じにくい。「しかし～利用においては」まで削除すべき。	P10, (4)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 ①「住民や漁業従事者」→「沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々」 ②「それに加えて、しかし、上述のことから」→「それに加えて、自然・・」「しかし～利用においては」まで削除すべき。

該当箇所 原案	修正意見の概要	該当箇所 修正案	対応
P7, (5)	(良好な関係保持のためのレジャー利用の概念) ・「大事に使う利用」は「琵琶湖の環境を損なわない利用」にすべき。	P11, (5)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「大事に使う利用」→「琵琶湖の環境を損なわない利用」
P7, (6)	(新たなレジャーが受け入れられる条件) ・「排他的な姿勢にならないと考えられる」は、「の共感を得られると考えられる」とすべきである。	P11, (6)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「排他的な姿勢にならないと考えられる」→「の共感を得られるはずである」
P7, (7)	(琵琶湖におけるレジャー利用の基本理念) ・「利用的に議論を行える場があること」は「理性的に対話のできる場を設け」にすべき。	P11, (7)	・ご指摘を踏まえ修正しました。 「利用的に議論を行える場があること」→「理性的に対話のできる場を設け」
P7, (8)	(事態打開に向けた対処の考え方) ①上から5行目末尾の「棲み分け以外に、琵琶湖への愛着と多様な価値への認識を深めるような活動を適正な規模で行うエコツーリズムの推進、自然と共生していく……… ②「共生していくライフスタイル」は「共生していく姿勢」とすべき。	P11, (8)	①ご指摘の趣旨を織り込んで「自然と共生していくライフスタイルの確立～琵琶とのつきあい方の習得」という表現にしており、ご理解をいただきたいと考えます。 ②この項で云うライフスタイルは「姿勢」をより具現化したものと考えています。
P8, 冒頭	(6. 琵琶湖におけるレジャー利用に案するルールの構成) ・冒頭の文章2行目の「ここで述べられた論点」、および、(ルールの構成と概要)の冒頭の「ここでの論点」について、「ここ」とはどの部分を指しているのか分かりません。	P12, 冒頭	・冒頭文章2行目の「ここで述べられている論点」は、「1 琵琶湖の持つ価値と対処方針～5 琵琶湖におけるレジャー活動のあり方」における論点を指しています。
P8, (2) 第1	(ルールの構成とその概要) ・「第1各 主体の責務」中、琵琶湖との関わりについて、住民・レジャー利用者問わず等しく責務を負うものと規定されているにもかかわらず、住民・漁業関係者等の責務が抹消されていることは疑問。「排他的に見ないよう・・・」の記述は不適切だが、何らかの責務に言及する必要があるのではないか。	P12, (2) 第1	・住民・漁業関係者等の責務については、既に「マザーレイク 2.1」など県の基計画の中で言及されています。このことはP 2 (環境保全の観点からの施策方針) (水産振興の観点からの施策方針) の記述および参考資料で示されることでご理解い願いたいと考えています。 なお、ご指摘のあった部分の記述にも問題があると想え第1各主体の責務」の本文下から2行目冒頭「また」とある部分を「特に」と改め、記述の主旨を明確にしました。

該当箇所 原 案	修正意見の概要	該当箇所 修 正 案	対 応
P9, (2)	(ルールの構成とその概要) ・「第2 利用適正化推進計画」の文意が読み取れません。「ルールを策定」「推進計画の策定」「計画の策定」という言葉が並んでいますが、同じ内容を指しているのですか。ここで「ルール」ないし「推進計画」というのはこの案文のどの部分のことですか。こここの部分の見出しの「利用適正化推進計画」というのも意味がわかりません。「利用にあたっての優先事項」としたほうがよくわかります。	P13, (2) 第 2	・基本ルールに基づいた適正化施策推進のための「利用適正化推進計画」の意図するところが明確となるよう、記述内容を改めました。
P9, (2) 第 2	(ルールの構成とその概要) ・優先事項の3番目に以下のとおり修正すべきである。 在來の野生生物、自然環境、景観など次世代に引き継ぐべきもの	P13, (2) 第 2	・ご指摘のとおり修正しました。
P9, (2)	(ルールの構成とその概要) ・「第4適正化を図るための制限措置」および「第5適正なレジャー利用の推進」はどちらも見ただけでは内容のわからない見出しなので、分かりやすくしていただきたい。「利用の棲み分けと制限」「適正な利用のための誘導」など。	P13, (2) 第 4	・各々の見出しに注釈をつけることで内容の明確化を図りました。
P10, (2) 第 6	(ルールの構成とその概要) ・「第6 実効性の確保」中、「悪質な行動をとる動力船」を「ルールを遵守しないプレジャーボート等」と修正すべき。	P14, (2) 第 6	・指摘を踏まえ修正しました。 「悪質な行動をとる動力船」→「ルールを遵守しないプレジャーボート等」
P11, (2)	(利用区域の設定方法) ①沿岸集落域の保全方法として航行禁止措置を視野に入れた動力船航行制限措置とあるが、南湖では沿岸の大半が集落域であり一律的な航行禁止措置の導入には反対である。 ②騒音面からの400mの規制区域設定（集落域周辺、および生態系を保全すべき地域）について、騒音調査の結果複数台での走行での200mで許容範囲との調査結果もあり、また走行安全確保（視認性）の面からも、400mの範囲設定は現実性に乏しい。具体的な措置を削除するか、数値について今後更に検討を要するとの一文を挿入するか、いずれかの対応が必要。	P15, (2)	①②面的規制や行為の制限については、指摘のとおり今後その規制方法や規制範囲の設定方法、規制対象について、各地域の個別の条件も踏えさらに細かく検討する必要があります。このことについては、今後も専門的機関を設け検討を進めて行く予定ですので、この項の最後に、「なお、上述の規制内容については、専門家からなる検討会、関係する審議会での精査・検討が必要である」との一文を付け加えることで対応しました。

該当箇所 原 案	修正意見の概要	該当箇所 修 正 案	対 応
	<p>③重要な冬の渡り鳥の生息地（オオヒシクイ、個体数の多い越冬地）への規制のあり方を強調した部分が欲しい。</p> <p>④規制区域とは別に「規制行為」の内容について具体的に明確化すべきである。</p> <p>⑤規制区域における規制行為として、「船舶の航行」という用語を使用しているが、具体的な船舶名を使用すべきである。 また、漁船・客船などの「航行」とプレジャーボートの「湖面利用」は区別するべきである。</p> <p>⑥河口付近の規制区域の範囲については、部会で琵琶湖への流入口の湖岸線上の中心点から半径400mと決められていたはずです。</p> <p>⑦プレジャーボートの無許可係留についても規制行為とすべき。</p> <p>⑧規制対象区域の名称について、明確にして使用すべきである。 (例：ヨシ群落なのか、ヨシ原なのか等)</p> <p>⑨7行目に「車両が入り込んだりや駐車すること」とあるが、「車両が入り込んだり駐車すること」とすべきである。</p> <p>（動力船の使用エンジンの制限）</p> <p>①「D I エンジン」とあるのは、「D I エンジン等」とすべき。2ストロークエンジンの環境負荷低減方法には、D Iのみならず、触媒によるものや、新技術も研究されているからである。</p> <p>②「規制していくことが望まれる」とあるが、使用中止が前提ならすぐには対応は無理である。即効性のある対応として、以下を検討しては。 (1) 2ストロークエンジンの燃料混合用オイルについて生分解性のものの使用を推奨する。 (2) 新規購入時、買い換え時に4ストロークエンジン、D I エンジン等を推奨する。</p>	P17, (4)	<p>③ご指摘を踏まえ、「重要な動物の繁殖地や飛来地」の前に「オオヒシクイなど」と付け加えました。</p> <p>④行為の制限については、指摘のとおり今後その規制対象について、各地域の個別の条件も踏えさらに細かく検討する必要があります。このことについては、今後も専門的機関を設け検討を進めて行く予定ですので、①と同じくこの項の最後に一文を付け加えることで対応しました。</p> <p>⑤本提言の用語の定義に従い、この項で「船舶」とあるのは、「プレジャーボート」と改めました。また規制対象として動力船と非動力船の線引が明確ではない部分がありますが、両者の特性の違いや、影響の度合いも勘案の上、①と同じく提言内容の具体化の際に検討会や関係する審議会で検討いただき、その取扱に濃淡をつけるなど明確にしてゆきたいと考えています。</p> <p>⑥部会では一つの目安として指摘された数値が示されましたら、河川の幅などの要因が加味されない、あるいは人工的河川も対象とするのか否かなど、今後とも十分な調査・研究を要する課題であることから、①と同じく提言内容の具体化の際に検討会や関係する審議会で検討いただき、明確にしてゆきたいと考えています。</p> <p>⑦無許可係留は明らかな河川法違反行為であり、国レベルでも適正化のための施策が推進されているところです。</p> <p>⑧今後、提言を具体施策化してゆく作業の中で、明確にしてゆきたいと考えています。</p> <p>⑨ご指摘を踏まえ修正しました。 「車両が入り込んだりや」→「車両が入り込んだり」</p> <p>⑩ご指摘を踏まえ修正しました。 「D I エンジン」→「D I エンジン等」</p> <p>⑪(2)は当然のこととして、(1)については、環境負荷の軽減に有効なものであれば、環境配慮製品の使用の推進の具体策として取り込んで行きたいと考えています。</p>
P12, (4)			

該当箇所 原案	修正意見の概要	該当箇所 修正案	対応
P12, (5)	<p>(バスフィッシングへの対応)</p> <p>①バスのリリース問題は両論併記となつたが、ブルーギルについては、釣り人もこれに協力して徹底的に駆除する方向性を出せないか。</p> <p>②「バスのリリース禁止は、～死活問題である」との記述があるがこの部分は必要か。</p> <p>③全般的な修文の指摘。</p>	P17, (5)	<p>①ブラックバス・ブルーギルなど外来魚の徹底駆除方針は既に「滋賀の農林水産ビジョン」の中で言及されていることからP2（水産振興の観点からの施策方針）の記述および参考資料で示されることでご理解願いたいと考えています。</p> <p>②公聴会での意見を基に記述した部分ですが、ご指摘のとおり客觀性を欠いているものと考えられますので、以下のように修文しました。「バスのリリース禁止は、釣り客の減少につながりこれら業者に経済的な影響を与えるとの指摘もある。」</p> <p>③ご指摘を踏まえた全般的な修文を行いました。</p>
P13, (2)	<p>(レジャー利用者の守るべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>考えられる守るべき事項の中で、「周辺へのゴミのポイ捨てが行わず、持ち帰りに努める」とあるが、「必ず持ち帰ること」とすべきである。</li> </ul>	P19, (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえ修正しました。 「持ち帰りに努める」→「必ず持ち帰る」</li> </ul>
P14, (6)	<p>(プレジャーボートの登録制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「現状ではプレジャーボートは～難しい」とあるが、「小型船舶検査を義務づけられている動力船と義務づけられていない無動力船があり、その所有権を特定することが難しい船舶も存在する」とすべきである。</li> </ul>	P20, (6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ここで言う所有権は単に第三者対抗要件としての所有権のみならず、湖面上でその責任の所在を第3者に明確に示す意味も含めて考えていますが、記述に不十分な部分があることから、ご指摘を踏まえ訂正しました。</li> </ul>
資料7-2	<p>(規制模式図)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①河口付近の規制区域の範囲を加えること。</li> <li>②漁港と港湾の内側の規制区域に色が塗られていない。</li> </ul>	資料7-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②共ご指摘のとおりであり、修正しました。</li> </ul>
資料7-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の点を禁止の意見に加筆していただきたい。また、資料にかかれている「一般的な容認範囲」というのがどのような考え方をさしているのか不明確なので別の表現をしていただきたい。</li> </ul>	資料7-8	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘の趣旨を生かした内容で修正しました。</li> </ul>
資料追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来種（移入種）に関する参考資料として次のものを追加してください</li> </ul> <p>生物多様性条約前文 生物多様性条約第8条(h) 生物多様性国家戦略第3部第1章第5節 移入種による影響対策</p>	追加資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり対応しました。</li> </ul>



**県庁関係課からの原案記述に対する修正意見概要と対応一覧表**

該当箇所 原 案	修正意見の概要	該当箇所 修 正 案	対 応
P7、(7)	(琵琶湖におけるレジャー利用の基本理念) ・「基本理念をはずれる種別のレジャー利用に対しては、利用に当たって適当な額の負担を求めるという考え方があつてもよい。」とあるが、基本理念をはずれる種別のレジャー利用であつても相応の負担を行えば許容されるとの意に受け取られる可能性がある。 相応の負担=免罪符となるとの指摘もあり、修正すべきである。	P11、(7)	・指摘を踏まえ該当部分を下記のとおり修正しました。 「基本理念に沿ったレジャー利用を促す環境整備のために、利用に当たって適当な額の負担を求めるという考え方があつてもよい。」
P12、(4)	(動力船の使用エンジンの規制) ・最終行で「規制を行うまでの期間を設定することが必要である」とあるが、「規制の明確な基準や、規制を行うまでの期間を設定することが必要である」とし、部会での意見を忠実に反映すべき。	P17、(4)	・指摘を踏まえ修正しました。 「規制を行うまでの期間を設定することが必要である」→ 「規制の明確な基準や、規制を行うまでの期間を設定することが必要である」
P13、(2)	(バスフィッシングへの対応) ・「バスのリリース禁止は、～死活問題である」との記述があるがこの部分は必要か。	P17、(5)	・公聴会での意見を基に記述した部分ですが、指摘のとおり客観性を欠いているものと考えられますので、以下のように修文しました。 「バスのリリース禁止は、釣り客の減少につながりこれら業者に経済的な影響を与えるとの指摘もある。」
P13、(6)	(利用税または使用料の徵収) 「琵琶湖を汚したり、迷惑をかけるなどの行為に対して、一定の線を越えるものに課税し、・・・」とあるが、これも税の負担を行えば一定の線を越えても許容されるとの意に受け取られる可能性がある。税負担=免罪符となるとの指摘もあり、修正すべき。	P18、(6)	・指摘を踏まえ該当部分を下記のとおり修正しました。 「琵琶湖を汚したり、迷惑をかけるなどの行為があることから、課税を通じて利用者の意識を啓発する必要がある」
P13、(3)	(利用協定区域の設定) ・「様々な状況への配慮が不十分であり、」とあるが、「様々な状況への配慮が不十分なままで、」とすべきである。	P20、(3)	・指摘を踏まえ修正しました。 「様々な状況への配慮が不十分であり、」→「様々な状況への配慮が不十分なままで」
資料7-7	(リリースに関する意見) ・リリース禁止派の主張に、「在来種の保護の観点から、バス釣りをする人の中にもリリース禁止に共感する人が増えている」との1項を加えるべきである。	資料7-8	・指摘のとおり1項を追加しました。



## 企画部会における議論のまとめ

### (1) 「地域協議会のあり方」について

#### (部会意見)

- ① 地域協議会のあり方については、事務局から出された考え方（提出資料）で基本的にはよいものと考える。
- ② 地域だけでの利害関係の調整は難しいこともあり、基本的なコンセプトを県が明確にした上で、利用適正化のルールについて全体の大きな網を県がかぶせ、その上で地域の意見を汲み上げる仕組みが必要である。
- ③ 琵琶湖全域にかかる統一ルールは厳密に作成する必要がある。
- ④ 地域協議会での議事決定方法（多数決、全員一致等）を考えておく必要がある。

#### (議論の概要)

- ・県が設定するルールは県関係各課が連携し統一したものである必要がある。
- ・利用協定区域のリーダーの資質は、県がある程度基準を設定する必要があり、将来的に資格試験等の制度も必要である。
- ・水上バイクなどの利用協定区域は、県の統一ルールがあり、これを守ることを前提に関連業者が管理を行うものでないか。県の統一ルールは、許可基準的なものとするべきではないか。
- ・釣りボートについては、地域を限るのがむずかしいので、県の統一ルールがあり、地域協議会だけでなく関連業者がそれを守るために啓発などを行うものではないか。
- ・懇話会で議論できなかったことも、地域での問題として浮き上がる可能性もあり、統一ルールの変更も視野に入れ必要がある。

### (2) 琵琶湖適正化に関する「税」、「使用料」について

#### (部会意見)

- ① 徴収方法が税でも使用料でも、今回の議論は琵琶湖に負荷を与えていた意識を利用者に与えることが目的である。
- ② レジャー利用者から利用税や使用料を徴収することについては、次のような考え方がある。
  - ※ 税や使用料の徴収にあたっては、湖面利用に関してどういう解釈をするのかはつきりする必要がある。湖面利用は県民が等しく自由にできるものであり、それを一部独占して楽しむことの対価を求める、と考えてはどうか。
  - ※ レジャー利用など遊びで使う部分には、税なり使用料の負担をしてもらい、これを利用者に還元すればよいのではないか。
  - ※ 自動車による来訪などはゴミを多く持ち込み、動力船であれば負荷を大きくかけるということがあり、これらについて何らかの負担を求めることがいいのではないか。
  - ※ 水を汚す、迷惑をかけるなどの基準により、一定の線を越えるものに課税するという議論が必要ではないか。
  - ※ 東京都のホテル利用税などを準用した形で、遊びに来た人に対しての行政需要を賄うこ

とや、ゴミの持ち込みが多いということに対しての対価として考えてはどうか。

※ 水上バイクを走らせる人だけでなく、バーベキューをする人やゴミを散らかす水泳客なども大きな負荷を与えていることを考える必要がある。

③ 結論的には、使用料より利用税の徴収という形により、レジャー利用者に負担を求めることが望ましいと考えるが、徴収方法等については今後県が検討を加え、税についての県の専門委員会で十分議論する必要がある。

#### (議論の概要)

- ・湖面利用は、湖岸からスタートすると解釈することもできる。
- ・使用料は施設を作ることでそこを利用する時に徴収すればよいが、税になれば徴収方法の設定が難しくなる。
- ・船舶に対する税の徴収は、持ち込み艇の取り扱いを考える必要がある。
- ・利用施設を設置しなければ税や使用料の徴収は難しいと思うが、琵琶湖のキャパシティを考えれば、施設を設置してまで、レジャー利用の船舶を積極的に呼び込む必要はないのではないか。
- ・利用エリアを設けるのであれば、そのエリアの管理者が責任を持って税金を徴収すれば、目的や施設設置はいらないのではないか。利用エリアの許可制をしいてはどうか。
- ・どこでも船をおろせる状況をなくしていくことを前提として、船の上げ下ろし場所で徴収すればいいのではないか。
- ・水上バイク利用者等は水泳場近くで活動するので、県への水泳場の開業申請時にその管理者に料金徴収を依頼してはどうか。
- ・琵琶湖という大きなものを抱えた議論であるため、県の関係各課が十分連携して議論を行う必要がある。
- ・大衆課税は避け、大きな負荷を与えているところからとることを基本とする。
- ・税や使用料の徴収は規制しなければいけない利用形態を容認することとなるため、必要ないのではないか。

## 湖面対策部会における議論のまとめ

### (1) 2ストロークエンジン搭載船舶の扱い

#### (部会意見)

- ①琵琶湖に与える環境負荷を低くするという観点から、4ストロークエンジンやD I エンジンに比べて排気ガスのF E L値の高い2ストロークエンジンは規制をしていく。
- ②また、エンジンメーカーは負荷の少ない製品の開発を続いているところだが、こうした環境配慮エンジンの開発スピードがより加速度的なものとなるよう努めるべきである。
- ③2ストロークエンジンの規制は、直接びわ湖への環境負荷を少なくすることだけではなく、他地域の追随、業界の開発スピードの加速といった意味も考えられる。
- ④規制を行うに当たっては、漁船観光船など全ての船を対象とするが、対象となる船舶の事情に応じて規制を行うまでの期間を設定し、実効性のあるものにしていく必要がある。

#### (議論の概要)

- ・提言では、滋賀県の環境に取り組んでいくという姿勢をはっきり出すべき。
- ・琵琶湖への負荷を減らしていくという観点から2ストロークエンジンの使用は削減していく。
- ・日本製の小型船舶用エンジンは海外マーケットの比率が大きく、より厳しい海外の基準をクリアしている状況にある。
- ・規制をして、エンジンを交換することは船まで変える必要が出てくることもある。
- ・メーカーの協力が必要。
- ・即時禁止が望ましいが段階的な対応が現実的。
- ・対象についてはプレジャーボートだけでなく動力船全般に広げて考えるべき。
- ・2ストロークエンジンの規制については、D I エンジンは除く。
- ・ヨットの補助動力的なものなど使用頻度の低いものについては除く。
- ・規制の実施時期については、船舶種別や利用用途も含めて緩和措置を考えていく。
- ・登録制度や検査体制の充実により効果を高めることができるのでないか。

### (2) バスフィッシングについて

#### (部会意見)

- ① 利用区域の特定よりも禁止区域を決めて管理していく。
- ② 業界の取り組みとして任意のライセンスを設けて環境保護やマナーを心得た釣り人を養成していく。
- ③ リリースについては、事務局から出された考え方今回出された意見を加えて両論併記という形で報告する。

#### (議論の概要)

##### 【釣り区域の特定】

- ・釣りの為の区域設定については、釣り公園などをつくって管理するということは可能と思うが、琵琶湖全域を対象としていくことは難しい。
- ・釣りを禁止する区域を決めて取り締まる方が実行力があると思われる。
- ・魚を守るという意味でも禁漁区を設けるなど自然保護に努める必要。
- ・県の方で駐車場などを整備することで、その駐車料を環境保全に役立てていくことが必要。

#### 【ライセンス制】

- ・琵琶湖は第5種漁業権を設定できなので、入漁を承認する形でのライセンス制は困難。
- ・免許や許可ということでなく任意のものということであれば、マナーアップにも繋がり良い。
- ・対象者や利用形態も様々であるため、ある程度範囲を絞らないと実現は難しい。
- ・実効性を確保するため、プレジャーボートの登録制などと絡めて行う方が良い。
- ・実効性という点については疑問である。懇話会での報告として具体性のないものを出すことは意味がない。
- ・これまで野放しでありマナーの問題がある。琵琶湖だけでなく全国的なライセンス制度により釣り人のマナーアップを図っていくことが必要。
- ・現時点では個人の案であるが、業界の取り組みとして任意のライセンス制について検討していきたい。

#### 【リリース】

##### <リリース禁止>

- ・子供たちにも外来魚のリリースはいけないという認識ができつつある。
- ・外来魚の影響だけでなく昭和47年から始まった琵琶湖総合開発により琵琶湖固有種の漁獲量が減ってきてている。
- ・琵琶湖からの持出し持込みには法的規制をかけていく必要がある。
- ・リリース禁止の取り締まりは困難である。その意義について強くPRしていく方が良い。
- ・保全生物学という立場からはバスを含め外来魚の存在は認められない。
- ・バスを釣りを認めるとは過渡的な対応であり、バス駆除する行為としてリリース禁止という条件付でバス釣りをしてもらうことが良い。
- ・釣りのリリースは魚を弄んでいるだけ。それが「生命の尊厳や尊さ」を学ぶ行為とは考えにくい。
- ・自然の変化や水質などと同様に外来種も琵琶湖の生物多様性を失わせる要因の一つ。
- ・生物の生息基盤を脅かすということは公共の福祉に反することではないか。
- ・新たな外来魚の移入対策というのも考えていく必要がある。
- ・他地域でもバスやブルーギルのリリースを禁止している例もある。時代に応じた認識が必要。

##### <リリース容認>

- ・釣りをしてリリースしないことは、魚がどんどん減少しているという状況の中で釣りをしろということであり矛盾している。
- ・外来魚を害魚として扱うことについては疑問を感じる。バスやブルーギルの問題についてはもっと調べてもらいたい。

- ・固有種の減少は外来魚だけのせいにせず、魚の棲める環境を整えていくことが必要。
- ・バスは共食いするがブルーギルは共食いしない。そのためバスは減っていく。
- ・バスが入ることで生態系が変わることは認める。しかしながら、バスが減ることでブルーギルが増えてしまうということも認識する必要がある。
- ・マスコミなどの報道のしかたにも問題がある。
- ・新たな外来魚の移入対策というのも考えていく必要がある。
- ・リリースを禁止することはバスフィッシングそのものの魅力を失わせ、琵琶湖でのバスフィッシングを減少させることになる。現に行われているバスフィッシングの上に成り立っている関連産業にも配慮する必要がある。



## 湖岸・沿岸集落対策部会における議論のまとめ

### (1) 集落域から一定区間の動力船徐行区域の設定

#### (部会意見)

- ① 集落域付近では動力船の徐行に限定せず航行禁止も視野に入れた規制区域とするべきである。
- ② 規制区域の範囲設定は集落に最も近い湖岸域から400mとするのが妥当である。

#### (議論の概要)

- ・行為の規制する行為は、集落沿いの琵琶湖における動力船の問題に限らず、集落内で問題の生じる可能性のある他のレジャー行為（例：散策、バーベキュー、オートキャンプ、車の乗りいれ）も対象とすべきである。
- ・近接する集落の人の気持ちを考えれば、徐行区域だけでなく航行禁止も含めて検討する必要があり、湖岸から400mの範囲は規制区域と位置づけられたい。
- ・南湖などの集落が密集した場所は、動力船の航行禁止区域が一律に設定されれば、マリーナからの出入りや漁船などについて問題が出るのではないか。
- ・規制対象は、必ずしも全ての船舶ではなく、プレジャー・ボートのうち動力船について、現在問題となっている行為のみを規制する方向も考えてはどうか。
- ・様々な行為の規制を考えるのは、対象が広がりすぎて詳細な議論ができない。ある程度対象を絞った形で検討することが必要ではないか。

### (2) 集落域や農道などの生活道路の車両通行制限および駐車制限

<集落内道路への迷惑駐車や農道の通行・駐車等による農作業への支障に対する対策>

#### (部会意見)

#### (議論の概要)

- ・規制対象とする区域から集落域を削除し、湖岸堤管理用道路の琵琶湖側の農地とすべきである。
- ・規制する行為は駐車制限だけでなく、農地近辺で問題が生じる可能性のある他のレジャー行為（例：散策、ウォッ칭、釣り、バーベキュー）も対象にすべきである。
- ・集落内の散策まで規制はできない。
- ・様々な行為の規制を考えるのは、対象が広がりすぎて整理ができない。ある程度対象を絞った形で検討することが必要ではないか。

### (3) 生物の生息・繁殖地やヨシ原付近での船舶航行禁止区域の設定

### (4) 生物の生息・繁殖地やヨシ原などへの車両乗り入れ禁止区域の設定

#### (部会意見)

- ① 生物の生息・繁殖地やヨシ原から一定の範囲については、その保全上支障となる行為を制限する規制区域とするべきである。
- ② 船舶という用語は不明瞭である。(カヌー、ヨット、水上バイク、バスボート等、船種を特定して使用すべきである。)
- ③ 規制行為は、プレジャーボートに特定せず、オートキャンプ、バーベキュー等、他のレジャー行為も対象にすべきである。

#### (議論の概要)

- ・ヨシ原付近での行為の規制範囲は、ヨシ原から200~300mの範囲とするべきである。
- ・音の面からの規制は、生物の生息・繁殖地およびヨシ原の湖面における先端部から400mの範囲が妥当である。
- ・漁法によっては(刺し網等)、ヨシ原内に入っていく可能性があり、禁止ではなく規制に止めるなど、漁業者の操業に配慮する必要がある。
- ・重要な生物の生息地・飛来地等(オオヒシクイ)については、期間限定でも規制していく必要がある。
- ・ヨシ原付近での釣りは、電気を動力として接近するため騒音は出ないので、条件付きで認めて欲しい。

### (5) 松林など湖岸植生の保護のための車両乗り入れ禁止区域の設定

(砂浜、河口付近)

#### (部会意見)

- ① 松林等、湖岸植生の発達域および砂浜は規制区域とすべきである。
- ② 車の乗り入れおよび駐車は規制行為として、禁止すべきである。

#### (議論の概要)

- ・現在でも各所で物理的な規制措置(進入防止柵の設置など)が行われているがこの方向性で良い。
- ・河口部での対策については、高橋委員の意見を踏まえ事務局で詳細を検討されたい。

### (6) 水泳場付近の航行禁止

#### (部会意見)

- ① 遊泳区域の外周一定範囲を規制区域とすべきである。
- ② 規制対象とする行為は、遊泳利用の安全の確保の観点から設定すべきである。

#### (議論の概要)

- ・規制対象とする行為は、水面釣り、プレジャーボート(カヌー、ウインドサーフィン、ヨ

ット、モーターボート、水上バイク）として、これを全面禁止とし、釣りは条件付き禁止とすべきである。

- ・制限の基準として提案されている遊泳区域から30mを航行禁止区域とすることは、無動力船についても問題ない。

#### (7) 漁業施設付近での船舶航行禁止区域の設定

##### (部会意見)

- ① 漁業施設（エリ等）から一定の幅を規制区域とすべきである。
- ② 船舶という用語は不明瞭である。（カヌー、ヨット、水上バイク、バスボート等、船種を特定して使用すべきである。）
- ③ 規制行為は、エリ内での釣りおよび規制区域内でのプレジャーボート（カヌー、ウインドサーフィン、ヨット、モーターボート、水上バイク）として、全面禁止とすべきである。

##### (議論の概要)

- ・エリを安定させるためには「引っ張り」がエリより20mの幅で設置されているため、安全航行目的であれば、エリから50mの区域設定が必要である。
- ・水上バイクなどの競技利用であれば、騒音が魚類に与える影響を考慮し300m程度必要である。

#### (8) 漁港や港湾施設出口付近の船舶航行制限区域

##### (部会意見)

- ① 漁港内と港湾施設の管理地を規制区域とすべきである。
- ② 船舶という用語は不明瞭である。（カヌー、ヨット、水上バイク、バスボート等、船種を特定して使用すべきである。）
- ③ 規制する行為は、プレジャーボート（カヌー、ウインドサーフィン、ヨット、モーターボート、水上バイク）として全面禁止にすべきである。
- ④ 漁港内の釣りは、原則禁止とすべきである。

##### (議論の概要)

- ・漁港での釣りについては、組合主催の釣り大会などもあるため、条件付きで可能とすべきである。
- ・釣りの条件付きは仕方がないが、駐車場整備によるトラブル（迷惑駐車）解消も考えるべきである。

#### (9) 湖岸域施設内（駐車場付近）への車両乗り入れ、駐車の制限

（自然公園園地、都市公園、河川管理施設、キャンプ場）

#### (部会意見)

- ① 「琵琶湖の適正な利用のあり方」には規範として位置付け、実施面では各管理主体の管理権限に基づく対応で対処するという事務局案は妥当である。

#### (議論の概要)

- ・東屋などの中でたき火をするなどのマナー問題はあるため規制対象とすべき。
- ・マナー問題は、野放し状態にせず、規制を徹底しルール化した方がよい。

### (10) 取水口付近での船舶航行禁止

部会での議論の対象としない。

### (11) 磯底湖岸、岩石岩礁湖岸および河口域の保全について

#### (部会意見)

- ① 磯底湖岸・岩石岩礁湖岸は貴重生物の生息・繁殖地として、レジャー利用の規制区域とする。
- ② 流入河川に遡上・降下する回遊魚類にとって重要な河口域の保全も必要である。

#### (議論の概要)

- ・磯底・岩石岩礁湖岸として保全すべき具体的な場所としては、石田川河口から余呉川河口の区間、沖島と対岸の沖島町堀切から長命寺にかけての区間、米原町の磯、舟木崎が重要な箇所といえる。
- ・保全範囲は、北湖では水深10mまでとすることで範囲設定は可能である。
- ・河口については、上記基準にすると広範囲に及んでしまうため、「(3)(4)ヨシ原」と同様の考え方で距離的には400mとする。
- ・規制区域への立ち入りを禁止する対象としては、震動や波浪、音といったものが生物に与える影響を考え動力船とし、無動力のものについてはある程度許容する。
- ・規制については、漁業などについては配慮していく。
- ・セタシジミの生息域やホンモロコの産卵場など、現在、減少が危惧されているこれらの区域についても配慮が必要である。

### (12) その他

#### (議論の概要)

- ・規制対象地域の名称について、例えば、漁船および漁船の航路周辺か、単に航路周辺なのか、ヨシ群落なのか、ヨシ原なのか等、明確にして使用すべきである。
- ・議論の対象が広すぎ、守るべき内容も多数あるため、議論が錯綜している。  
　ここで議論だけで決めていくのは難しいのではないか。
- ・方向性については良いとしても、細かな内容については、もっと詳細に議論を詰めていく必要があるのではないか。

## 琵琶湖適正利用懇話会第3回企画部会

平成14年(2002年)1月22日(火)

14:00~16:30

於 滋賀県教育会館2階 中ホール

### 会 議 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

(1) 地域協議会のあり方について

(2) 琵琶湖におけるレジャー利用に対する利用税・使用料の考え方について

(3) そ の 他

#### 3. 閉 会

琵琶湖適正利用懇話会企画部会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
1	碓田 陽子	(社)滋賀県観光連盟理事	
2	川瀬 義隆	滋賀県水上安全協会事務局長	
3	北村 正二	滋賀県町村会	
4	菅沼 完夫	毎日新聞論説委員(元大津支局長)	
5	中島 一	滋賀県市長会	
6	羽野 清治	滋賀県旅客船協会常務理事	
7	細矢 昌孝	県民公募委員	
8	宮川 琴枝	ストップフロン滋賀代表	

## 「地域単位で関係者が協議できる場の設定」について (案)

### 1. 何のために開催するのか

現在、琵琶湖でのレジャー利用のあり方が問題となっている一因として、関係者間の意志疎通の不足や行政関与の希薄さが考えられるため、次の2つの目的を想定する。

- ① 琵琶湖のレジャー利用に関して、行政（県・市町）を交え関係者が利害調整や意見交換を行う

ex. ・地元住民、漁業関係者、レジャー利用関係者等の間で話し合いを行いたい  
・琵琶湖全体に係るルールについて、地域を限って一部の事項を追加して適用したい（地域ルールの設定）  
・地域の活性化にレジャー利用を活用したい

- ② 利用協定地区（仮称）に関する事項を決定するため

ex. ・利用協定地区の範囲、地区ルール、対象となる利用区分等を決めたい  
・リーダーを選定したい

### 2. 「地域単位で関係者が協議できる場」（以下「協議会」）はどのような権限を有するのか、実効性はどのように確保するのか

- 基本的には、関係者間の申し合わせ事項を定めるものであり、協議会で決定されるレジャー利用に関する事項がそのまま法的権限を有するというわけではない。  
○ ただし、行政が協議会に参画して積極的な関係を持つこととなるほか、協議会で決定された事項について、行政は必要に応じて条例等で法的効力を有する所要の手続きをとる、あるいは広報により周知徹底を図る等の措置をとる。

### 3. どのような場合に開催するのか

次の場合に開催する。

- ① 特定の地域のレジャー利用について、住民、漁業関係者、レジャー利用者等の当事者から開催の申し出があったとき  
② 県または市町が、開催が必要と判断したとき

### 4. 地域ルールを設定することで地域毎のばらつきが出てくるのは構わないのか

- 琵琶湖および湖岸域一円に関するルールが設定されても、自治会単位程度に細分していくと、地域固有の事情から一部の事項を追加した方が望ましい場合が生じると考えられるため、「地域ルール」を設定できる手段は備えておくべきである。  
○ 地域別の固有なルールが成立した場合には、広報や適正利用に関する普及啓発活動の中で周知徹底を図ることとする。

5. 開催する場合の主体（協議会の主催者）はどこか

- 発議者の如何を問わず、県が主体となる。
- 当該地域の市町は、主催者でなくても必ず参加する。
- 協議会の運営、進行等は主体である県が受け持つ。

6. 協議会に参画する者をどのようにして特定するか

- 県、市町、当該地域の自治会および漁業関係者は、協議会参画者として特定が可能。
- レジャー利用者については、次の考え方で特定する。
  - ・協議の対象となる利用種別の利用者団体に参画を依頼
  - ・当該地域に参画者募集の公告を一定期間掲示し、希望者を公募
- 必要に応じて、第三者（知見を有するNPO等）、学識経験者等に参画を依頼する。
- 参画する関係者は最終的に県が指名するが、指名者や参画範囲に意見がある者は申し出ができるようにし、申し出があれば県はそれを踏まえて判断する。

7. 協議会に参画する者にはどのような義務が発生するのか

- 協議会への参画者は県が指名するが、意に沿わなければ拒否したり代理を立てができるものとする。
- 指名された者が協議会に出席するのは義務ではなく権利。しかしながら、協議会で決定した事項について、参画者が遵守するのは当然のことと考えられる。
- 協議会の参画者については、誰がどういう立場で参画していただいたかを明らかにするとともに、協議経過等を公開していく必要があるが、協議会の決定事項に対して参画者個人が責を負うものではない。
- しかし、参画者が誹謗中傷を受けたり、危険な立場に追い込まれるような事態は避けねばならず、そのようなおそれがあつたり兆候がみられる場合には、参画者名や協議会経過の非公開等の措置が必要となる。

## 素案（第3回懇話会(H13.12.26.開催)資料）における記述（抜粋）

### 7. 琵琶湖におけるレジャー利用に関するルール

#### 第3 地域単位で関係者が協議できる場の設定

- 概念
- ・レジャー利用者、地域住民、漁業関係者等が意見交換できる場の設定
  - ・利害関係の調整あるいは地域活性化に向けた調整を図る場の設定
  - ・地域の事情に応じた「地域ルール」を策定していく場の設定
- 方策
- ・市町単位あるいは自治会程度の範囲で関係者が協議する場を県が設定する
  - ・協議会に参加する人員をどのように決定するかは地元に相談する。
  - ・地域レベルで制限を強化する方針、利用を推進する方針等の協議の場とする
  - ・ゲレンデリーダーの選出はこの場に委ねる

### 8. 具体的施策

#### (1) 地域単位で関係者が協議できる場の設定

##### ① 適正化推進地域協議会の設置

琵琶湖のレジャー利用の問題が深刻化した原因として、レジャー利用者と沿岸住民、漁業関係者等との間で、お互いの事情や考え方について情報交換を行い、理解を図ろうとする場が十分でなかったことがあげられる。沿岸住民や漁業関係者は排外主義に陥ることなく、レジャー利用者は自分たちがどう受け取られているかを認識した上で、利害が対立する者同士で議論をする場を積極的に持つていれば、地域に応じた時間・場所等の棲み分けを図るなど、状況は緩和されていたかもしれない。行政の側でも関わりを最小限にとどめていたきらいはある。

このため、琵琶湖利用の適正化においては、特に地域の実情を考慮し利害関係者相互の調整を図る必要がある時には、適正化推進地域協議会を設置するものとする。なお、適正化推進地域協議会は、市町単位あるいは自治会程度の範囲で関係者が協議する場を県が設定する。

##### □ 適正化推進地域協議会の役割

- ・地域の実情に応じ、必要に応じて各利用に関する利用時間、利用時期、利用場所の設定を行う。
- ・地域の利用者（団体）や事業者の要望があれば、必要に応じて利用区域を協議会の話し合いの場で設定を行うことができる。
- ・利用可能区域を設ける時には、その利用可能区域を適正に管理できるゲレンデリーダーの設置が必要である。このゲレンデリーダーは、協議会により選任する。
- ・協議会は、当該地域の適正な利用監視の機関であり、地域の問題点を適宜吸い上げ、その対応について話し合う。また、ゲレンデリーダーは利用区域の利用状況について報告し、協議会においてその報告を評価する。

##### □ 協議会設置にあたっての懸案事項

- ・協議会の設置単位の設定方法
- ・協議会委員の選定方法
- ・どのような段階で設置するのか



琵琶湖利用適正化に関する「税」、「使用料」について

① 「税」と「使用料」について

	税	使用料
趣旨	「社会の一員として暮らしていくうえでの会費」のようなもの	行政財産の使用又は公の施設の利用した際の対価
根拠	地方税法 滋賀県税条例	地方自治法 滋賀県使用料および手数料条例
現状	次のようなものが賦課されている。 <b>普通税</b> 県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税 鉱区税 狩猟者登録税 固定資産税（特例） <b>目的税</b> 自動車取得税 軽油引取税 入猟税  * 法定外の普通税および目的税の設定はない  * 例えば、ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が、開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること、また、ゴルフ場の利用料金は、他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には、十分な担税力が認められることから、地方税として合理的であり、今後とも貴重な税源としてその役割を果たすべき税であります。	次のようなものが設定されている <b>醒井養鱒場入場料</b> <b>近江富士花園宿泊休憩施設使用料</b> <b>芸術劇場びわ湖ホール使用料</b> など  * 手数料の例 授業料 入学考查手数料 船舶法に基づく事務手数料 など  マリーナ施設使用料については次のとおりである 係留施設：一般使用 1隻1日につき 4,580円 係留施設：専用使用 1隻1年につき 275,200円 （長さによる加算あり） 更衣室 1人1回につき 200円 集会室 1時間につき 1,000円 船舶用給油施設 給油量1リットルにつき 71円 船舶用修理施設 1時間につき 1,000円 洗艇用施設 1回につき 300円 船置場 1隻1年につき 250,000円 （長さによる加算あり） * マリーナ施設は大津港マリーナのみ
罰則	あり 法第21条ほか	あり 条例第8条の2

## ② 「税」と「使用料」の新設について

	税	使用料
新設	都道府県は、別に税目を起こして、普通税（法定外普通税）を、また目的税（法定外目的税）を課することができる。	対象となる行政財産、施設の追加および社会・経済情勢の変化などに応じて見直しを行う。
根拠	地方税法第4条第3項 （法定外普通税） 地方税法第4条第6項 （法定外目的税）	地方自治法第225条
手続き	滋賀県議会において法定外目的税の条例可決の後に	滋賀県において使用料および手数料条例の改正を行う
<p>* 標準処理期間 おおむね3月</p> <pre> graph TD     A[条例可決] --&gt; B[意見の聴取]     B --&gt; C[協議]     C --&gt; D[通 知]     D --&gt; E[同意または不同意]     E --&gt; F[意見]     </pre>		
留意点	琵琶湖におけるレジャー利用に関する湖岸環境整備などの行政需要、課税対象、課税方法など十分な検討が必要。	<p>使用料徴収の可能性、使用料の価額設定については</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の行政財産または施設であること</li> <li>・既存の駐車場などの使用料設定との公平性を確保すること (湖岸緑地の駐車場、トイレなどは無料となっている。)</li> <li>・既存のマリーナ施設等との施設内容を考慮すること</li> </ul> <p>など十分な検討が必要。</p>

③現在賦課されている滋賀県税について

普通税	直接税	県民税	個人県民税	県内に住所等のある個人にかかります
			法人県民税	県内に事務所・事業所等のある法人にかかります
			利子等に係る県民税	県内に所在する金融機関等の営業所から利子等の支払を受けるときにかかります
	事業税		個人事業税	事業を営んでいる個人にかかります
			法人事業税	事業を営んでいる法人にかかります
	不動産取得税		土地や家屋等を取得したときにかかります	
	自動車税		自動車を所有する方にかかります	
	鉱区税		鉱業権を有する方にかかります	
	狩猟者登録税		狩猟者の登録を受けるときにかかります	
	県が課する固定資産税		市町村でかかる固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものにかかります	
間接税	地方消費税		原則としてすべての品物やサービスの売上などにかかります	
	県たばこ税		卸売販売業者等が小売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります	
	ゴルフ場利用税		ゴルフ場を利用したときにかかります	
目的的税	直接税	自動車取得税	自動車を取得したときにかかります	
	入猟税		狩猟者の登録を受けるときにかかります	
	間接税	軽油引取税	軽油の引取りをしたときにかかります	

\* 税金の分類

普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。

目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。

直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。

間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人（経営者等）を経て納める税金をいいます。

\* 根拠法令

地方税法 第4条

滋賀県税条例

④県税の目的税について

	自動車取得税	軽油取引税	入猟税
納稅義務者	自動車を取得した人	元先業者・特約業者から軽油を購入した人等	知事に狩猟者の登録を受ける人
税率	取得した自動車の価額の 5/100 ただし 軽自動車・営業用自動車 は 3/100 免税等の措置あり	軽油 1キロリットルにつき 32,100円 ガソリンスタンドでディーゼル車に軽油50リットル給油した場合 1,605円 免税の措置あり	甲種または乙種の狩猟者の登録の場合(わな、猟銃などを使用する場合) 6,500円 丙種の狩猟者の登録の場合(空気銃などを使用する場合) 2,200円
直・間別	直接税	間接税	直接税
使用目的	道路の整備のため 具体例 ・新しい道路の建設 ・バイパス道路の整備 ・トンネルの整備 ・橋梁の設置 ・舗装などの保全など		鳥獣の保護のため 具体例 ・鳥獣保護区の制札設置 ・鳥類生息調査の実施 ・観察施設の整備 ・キジの放鳥 ・給餌施設の整備など
創設理由	市町村に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、及び道路に関する費用に充てるため、自動車取得税を課する	道路に関する費用に充てるため、及び道路法第7条第三項に規定する指定市に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、軽油引取税を課する	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、入猟税を課する
根拠	地方税法 第4条 第699条	地方税法 第4条 第700条	地方税法 第4条 第700条の51
納稅額	10年度 11年度 12年度	5,494,845千円 5,410,572千円 5,303,259千円  収入額の66.5パーセント は市町村に市町村道の延長と面積に応じて交付	15,853,788千円 15,800,147千円 15,554,244千円  14,084千円 13,909千円 13,587千円

⑤プレジャーボート等の課税等状況について

	水上オートバイを含む5トン未満の小型船舶	5トン以上の小型船舶	自動車
消費税および地方消費税	課税対象	課税対象	課税対象
その他の税	――	――	地方税法 滋賀県税条例 <input type="radio"/> 自動車税 (軽自動車税) 自家用であって、総排気量2000ccの場合(年) 39,500円 <input type="radio"/> 自動車取得税 自家用であって、200万円の場合(取得時) 100,000円 自動車重量税法 <input type="radio"/> 自動車重量税 車検3年の乗用車であって、車両重量1.4トンの場合(3年) 56,700円
登録等手数料	<input type="radio"/> 船舶法 <input type="radio"/> 滋賀県使用料および手数料条例 ・船籍票の交付 ・検査  ↓ <input type="radio"/> 小型船舶の登録等に関する法律(平成14年4月施行予定) ・登録  <input type="radio"/> 船舶安全法 ・検査	<input type="radio"/> 小型船舶の登録等に関する法律(平成14年4月施行予定) ・登録  <input type="radio"/> 船舶安全法 ・検査	<input type="radio"/> 道路運送車両法 ・登録  <input type="radio"/> 自動車の保管場所の確保等に関する法律 <input type="radio"/> 滋賀県警察関係事務手数料条例 ・自動車の保管場所の証明(車庫証明)  <input type="radio"/> 道路運送車両法 ・検査

## ⑥滋賀県税制度研究会における検討について

### 研究会の概要

目的 地方分権の進展に伴って、総合的な地域経営の責任を担っていくためには、自主財源の充実確保、とりわけ県税収入の充実を図ることが求められている。このため、本県における税制度のあり方について幅広い観点から研究を行う。

設置 平成12年6月設置

検討状況 平成13年3月に中間報告がなされました。

検討内容 次の3つのテーマについて研究を行っています。

- 「小型船舶湖面利用税（仮称）」
- 「琵琶湖水源かん養税（仮称）」
- 「バリアフリー化税（仮称）」

### 「小型船舶湖面利用税（仮称）」の検討内容について

滋賀の貴重な観光資源であるとともに、近畿の重要な水源でもある琵琶湖には県外からも多くの利用者が訪れ、プレジャー・ボートなどの小型船舶により湖面にぎわいを見せてますが、一方では湖岸への車両の進入、草木の違法伐採、ゴミの放置、不法係留、騒音の発生など環境保全の問題や周辺住民とのトラブルも多発している現況があります。

こうした諸問題の解決を図る方策として、秩序ある利用のための水上安全施設、小型船舶の湖面利用のための湖岸施設（小型船舶を湖面に進入させ、また引揚げる等の施設）整備や適正利用ルールの普及および湖岸環境保全等を図る必要があります。

これらの湖岸施設の整備等により、小型船舶による湖面利用がより安全に、より快適になり、楽しみも増加することが考えられることから、これらに要する経費については、小型船舶利用者を納税義務者とする法定外目的税の導入が考えられます。

ただ、税制度として考えた場合、小型船舶等の把握について、次のような整備が図られる必要があります。

- ① 船舶の船籍登録番号を交付する小型船舶の登録等に関する法律の制定による小型船舶所有者の特定
- ② 琵琶湖を利用する小型船舶（特に水上オートバイ）のための湖岸設備（入退艇誘導施設）の整備が図られることによる小型船舶入退艇場所の制限

今後検討すべき事項として、船舶利用湖岸施設の利用について、河川占用料および公共港湾施設使用料の徴収との関係において、整合性を図る必要があります。

また、公共施設、民間施設、湖岸施設を利用しないで湖面を利用する小型船舶利用者の把握の仕方や、複数の者が乗り込む場合等における税の賦課徴収方法についても検討を要します。

## 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する主な法令・条例等

( ) 内は関わりの内容

### 1. 琵琶湖全体の管理に関するもの

- 河川法 (河川管理、河川管理施設の保全)
- 水上安全条例・迷惑行為防止条例 (琵琶湖水面利用者の安全確保)

### 2. 生活環境の保全に関するもの

- 水道法、水道水源地保護条例 (水道源水への負荷軽減)
- 軽犯罪法、迷惑行為防止条例、刑法 (迷惑行為に対する対処)
- 道路交通法 (迷惑駐車の防止)
- ゴミ条例 (ゴミ放置対策)

### 3. 生業(漁業)に関するもの

- 漁業法および関連規則 (漁業権、漁業者の保護、有用水産資源の保全)
- 漁港管理規則 (漁港の管理)
- 水産資源保護法 (水産資源の保護)

### 4. 自然環境の保全に関するもの

- 河川法 (湖岸の生態系等の保全)
- 自然公園法 (国定公園の景観保全、適正な利用の促進)
- 鳥獣保護法 (鳥類の繁殖地の保全)
- 森林法 (保安林制度による林地の保全)
- ヨシ群落保全条例 (ヨシ群落の保全)

### 5. 施設管理に関するもの

- 都市公園条例、施設設置管理条例 (湖岸の都市公園施設等の適正な維持管理)
- マリーナ設置要綱、河川法 (利用拠点の設置促進、関係業者への協力要請)

### 6. その他

- 小型船舶登録法 (小型船舶の登録) (※ 4月施行)
- 滋賀県税条例 (新たな県税の設定)

# 河川法

## 第1条（目的）

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

## 第2条1項（河川管理の原則）

河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行わなければならない。

## 第28条（竹木の流送等の禁止、制限または許可）

河川における竹木の流送又は舟もしくはいかだの通航については、1級河川にあっては政令で、2級河川にあっては都道府県の規則で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、もしくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

## 令第16条の2第3項

1級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて河川管理者が指定した水域又は閘門を通航する舟又はいかだは、河川管理者が指定した方法により通航させなければならない。

## 第29条第1項第3号

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については政令で禁止、制限又は許可を受けさせることができる。

## 令第16条の4第1項3号

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

ア. 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

イ. 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

第2項 河川管理者は前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し又は廃止するときも、同様とする。

令第59条第3号 第16条の4第1項違反 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金  
令第60条第1号 第16条の2第2項の規定違反 30万円以下の罰金

## 河川における船舶の通航方法の指定等についての準則について

(平成10年6月10日付け建設省河政発第56号 事務次官通達)

前文 河川空間の適正利用→利用促進を図ること→大都市周辺でのプレジャーボートの活性化=促進を図ることによる弊害を予め調整する機能



船舶相互間での河川使用上の調整、地域住民等による他の河川利用との調整、河川管理施設の管理との調整が必要



河川法第28条の規定、政令第16条の2第3項の規定に基づき、河川管理者が指定する船舶等が守るべき通航の方法、その適用の区域を定める準則である

### 第3 河川舟運促進区域（河川舟運を促進する必要があると認められる地域を指定）

1. 同区域内での通航方法の指定
2. 同区域内において船舶等の通航方法を別に制限する区域を指定することができる
  - ・他の船舶の河川利用に著しい支障がある場合
  - ・狭隘、輻轆等河川通行上著しい支障がある場合
  - ・河川管理施設の操作に著しい支障がある場合

#### （具体例）

- (1) 自由水面地域 非動力船使用区域（動力船の通航禁止）
- (2) 自然利用区域 釣り、魚探り、散策、自然観察を行う区域（船舶の通航禁止）
- (3) 水上オートバイ区域及び水上オートバイ通航制限区域
- (4) ~ 追い越し禁止、回転禁止等

### 第4 船舶の通航方法の指定

- 1 船舶の通航および停泊等 (1) ~ (15)
- 2 船舶の存在を他の者に認識させる方法 (1) ~ (7)

### 第5 罰則

基本的に政令第60条の罰則を適用

### 第6 手続等

河川舟運促進区域、特定区域、船舶の通航等の指定を行う場合には、関係者の意見を聞くことを要す。

他の河川管理者、関係地方公共団体、関係都道府県警察、関係地方運輸局等との協議を要す。

水上安全条例との整合を要す。

## 漁業法

### 第8条（漁業共同組合の組合員の漁業を営む権利）

#### 第143条第1項（罰則）

漁業権又は漁業共同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する。

#### 同条第2項

前項の罪は告訴がなければ公訴を提起することができない。（親告罪）

## 滋賀県漁業調整規則（法第65条に基づく命令又は規則）

### 第6条（漁業の許可）

法第66条第1項に規定する漁業のほか、次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、第1号および第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごとおよび船舶ごとに、第3号から第13号までに掲げる漁業（以下「その他の漁業」という。）にあっては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権または入漁権に基づいて漁業を営む場合は、この限りでない。

- ・刺し網、もんどり、えびたつべ、おいさで漁等（定数1920）

### 第35条の2（保護水面）

第1項 水産資源保護法第15条第1項の規定によって指定された別表第2に掲げる保護水面の区域においては、同表に掲げる禁止期間中、水産動物の採捕をしてはならない。

第2項 水産資源保護法第15条第1項の規定によって指定された次の表に掲げる保護水面の区域内においては、4月1日から7月31日までの間、ふなおよびもろこの採捕をしてはならない。

第3項 次の表に掲げる区域内の葭が生育している水面においては、4月1日から7月31日までの間、ふなおよびもろこの採捕をしてはならない。

#### 保護水面=水産資源保護法第14条に定義

水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講じるべき水面として農林水産大臣が指定する区域をいう。

### 第42条（禁止区域等）

第1項 別表第4の左欄にかかげる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中は、水産動植物を採捕してはならない。

第2項 次の表に掲げる区域に設置されている浮産卵床から20メートル以内の区域においては、4月1日から7月31日までの間、ふなおよびもろこの採捕をしてはならない。

第3項 次の表に掲げる区域においては、4月1日から7月31日までの間、ふなおよびもろこの採捕をしてはならない。

## 第50条（県内への水産動物の移植の禁止）

次の各号に掲げる水産動物以外の水産動物（卵を含む。）は、知事の許可を受けなければ県内に移植してはならない。

- ・びわます、こい、ふな、ほんもろこ、うなぎ、いさざ他16種

## 第61条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

- ・第1号・・・第35条から第40条まで、第42条、・・・第50条第1項・・・の規定に違反した者

## 滋賀県琵琶湖等水上安全条例

### (航法)

- 第3条 動力船が真向かいまたはほとんど真向かいに行き合う場合であつて、衝突のおそれがあるときは、各動力船は、進路を右に転じて互いに他の動力船の左げん側を通過しなければならない。
- 2 動力船が互いに進路を横切る場合であつて、衝突のおそれがあるときは、他の動力船を右げん側に見る動力船は、他の動力船の進路を避けなければならぬ。
- 3 動力船が他の動力船を追い越そうとするときは、追い越される動力船の進路を避けなければならぬ。
- 4 動力船は、動力船以外の船舶の進路を避けなければならない。
- 5 狹い水路をこれに沿つて航行する船舶は、できる限り、狭い水路の右側端に寄つて航行しなければならない。
- 6 船舶は、切迫した危険を避けるためやむを得ない場合は、前各項の規定によらないで航行することができる。

### (安全航行の義務)

- 第7条 船舶の操船者は、当該船舶の操舵装置その他の装置を確実に操作し、かつ、周囲の状況に応じ、安全な速力および航法で航行しなければならない。

### (動力船の操船者の守るべき事項)

- 第9条 動力船の操船者は、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせるような方法で、動力船を急に発進させ、もしくはその速力を急激に増加させ、または動力船の原動機の動力をプロペラ等に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。

- 2 動力船の操船者は、水上スキー、バラセールその他これらに類するものを行う場合は、同乗者に監視させる等後方の安全の確認に努めなければならない。

### (平元条例42・追加)

### (動力船による危険行為の禁止)

- 第9条の2 動力船の操船者は、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当することとなる操船をしてはならない。

- (1) 他の船舶との間に安全な距離を保たないで、自船に他の船舶の進路を横切らせること。
- (2) 他の船舶との間に安全な距離を保たないで、自船を蛇行させ、急に転回させ、または疾走させること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の船舶との衝突の危険その他の著しい危険を生じさせることとなるような方法で、自船を他の船舶に接近させること。

### (平6条例28・追加)

### (届出)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を滋賀県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- (1) 琵琶湖等またはその付近地を利用して、水泳に供するための施設または設備(以下「水泳施設等」という。)を設けて人に利用させようとする者
- (2) 琵琶湖等またはその付近地を利用して、遊興に供する船舶または遊興に供する船舶の使用に必